

竹内久幸改革・緑新代表質問内容と答弁

2月定例県議会で改革・緑新では、2月23日午後、竹内久幸幹事長が代表質問を行いました。

以下に、その内容と答弁を報告します。

改革・緑新を代表し質問を致します。

ただ、代表質問は会派を代表して行う質問であるため、午前中行った自民党風間議員といくつか重複する質問があることを、ご理解賜りたいと存じます。

通告した質問に入ります前に、昨日、県立駒ヶ根病院で建て替え工事に使っていたクレーンが倒れ、作業員1人が死亡、3人が大けがをされました。

この事故で若くして亡くなられた長野市の会社員＝大西睦男さんの突然の死を悼み哀悼の意を表すとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

また、この事故で大けがをされました3人の皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この事故の原因は、県警において調査中とのことですが、事故の状況と県に監理責任はないのか、まず伺った上で、代表質問に入ります。

【入江建設部長】

駒ヶ根病院のクレーン転倒事故に関します事故の状況と県の監理責任についてのお尋ねでございます。

答弁に先立ちまして、昨日の事故でお亡くなりになりました大西睦男様のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、おけがをされた方の一日も早いご回復を心からお祈り申し上げます。

今般のクレーンの転倒事故ですが、1階に置いてありましたコンクリートを造るときに使う型枠、物は杉の角材でございます。それをクレーンで吊り上げて2階へ運ぶ途中で、なんらかの原因でクレーンのアームが倒れました。そのときに2階で作業されていた方のうち1名の方がお亡くなりになり、3名の方が骨折などの負傷をされたものでございます。

今回の事故の原因につきましては、警察などが調査を行っておりますので、詳細はその調査の結果を待ちたいと考えております。

県の立場ですが、県は発注者として、関係工事が契約図書に定められたとおり適切に行われるよう工事現場におきまして、立会いや調査、確認、記録などの監督業務を行っております。

また、駒ヶ根病院改築工事につきましては、工事規模が大きいことから、設計を行った設計事務所に常駐監理を委託しているところでございます。

工事現場の安全管理につきましては、各工事請負者や工事に携わっている方の責務において行われているものと考えております。

今回の事故を受けまして県としましては、昨日、他の全建築工事現場に対し、安全管理について改めて総点検を実施するよう命じたところです。

今後とも発注者としてこのような事故が二度と発生しないよう工事請負者や工事監理者ともども工事現場の安全管理の徹底を図ってまいります。

1、国の新年度予算と県の新年度予算案について

国は新政権となり初めての今年度第二次補正に続き新年度当初予算案を組み、今国会へ提案しています。

この予算編成に当たって政府は、基本理念を「コンクリートから人へ」、「新しい公共」、

「未来への責任」、「地域主権」、「経済成長と財政規律の両立」とし、「何よりも人のいのちを大切に、国民の生活を守る政治を行う。国民の暮らしを犠牲にしても経済合理性を追求するという発想をとらず、国民の暮らしの豊かさに力点を置いた経済・社会に転換していく。こうした観点から、平成22年度予算においては、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点を置く。」としています。

そして、予算案には、「地域主権改革」の第一歩としての地方交付税の増額や地財計画への当面の地方単独事業等の実施に必要な特別枠として「地域活性化・雇用等臨時特例債」の創設、「こども手当」の創設、「高校の実質無償化」、生活保護世帯の母子加算の継続と児童扶養手当の父子家庭への拡大、肝炎対策への医療費助成、公共事業について「社会資本整備総合交付金」及び「農山漁村地域整備交付金」の創設、「中山間地域等直接支払交付金」の拡充継続、コメ農家への「戸別所得補償制度」の試行、障害者のサービス利用時の負担軽減や特別支援教育の拡充、公立病院に関する財政措置の拡充、特養など介護施設内保育所新設への補助等々が盛り込まれました。

また、政権与党のマニフェスト関連で今国会に今後提案されようとしている法案や、最近他に取り組んでいる課題は、診療報酬の引き上げ、「地球温暖化基本法案」、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化と雇用保険財政基盤の強化等を図る「雇用保険法等の一部を改正する法律案」、地方議会の自由度を拡大し、自治体間の内部組織の共同設置を可能にするなどの「地方自治法改正案」、「少子化対策ビジョン」の決定、「整備新幹線調整会議」の設置、「郵政改革法案」、「地域主権戦略会議」設置による地域主権の具体化検討、「国と地方の協議の場」法案化等々です。

そこで、新政権の予算やこれらの動きについて知事は、どの様に評価されておられるか所見を伺います。

また、本県の予算編成にあたり、特に地方交付税の増額など地方財政計画、直轄事業負担金の維持管理分の廃止については、どの様に評価されているか併せて伺います。

次に、本県の平成22年度当初予算案について伺います。

県は、「景気や雇用などの喫緊の課題に迅速・的確に対応するとともに、活力と安心を目指す中期総合計画への県民の期待に応え、着実に施策を推進」、「平成21年度1月補正予算と合わせて一体的に編成し、切れ目なく事業に取り組むとともに、国の補正予算により措置された基金等を活用して積極的に施策を展開」、「行財政改革プランに基づき持続可能な財政構造の構築を目指すとともに、「選択と集中」の考え方を徹底し、事業を厳選の上必要な施策に財源を重点的に配分」する予算編成の基本方針のもと総額8,615億円の一般会計補正予算案を今議会に提案しました。

知事は、議案説明でこの予算案について「医療、福祉、雇用などの直面する課題に的確に対処し、現在(いま)の暮らしの安心を確保するとともに、疲弊した地域経済を活性化し、将来に向けた活力あふれる地域づくりを推進することにより、明日の長野県を拓(ひら)いていくことを目指しました。」としましたが、予算案に盛られた事業を拝見しますと、医師確保対策やがん対策の拡充、子ども・子育て応援事業の拡充、特別養護老人ホームなど社会福祉施設の大幅な整備、中小企業融資資金制度の拡充、企業誘致強化推進事業の拡充、元気づくり支援金の継続、新規未就職者等人材育成事業の創設、高校生の就職活動を支援する就職活動支援事業の拡充等々、国の新年度事業や緊急経済対策基金、一般財源からの支出を組み合わせ、厳しい経済環境により県税収入が落ち込む中で、県民生活に配慮したバランスの取れた予算案であると評価致します。

また、知事は議案説明で厳しい県財政の中、「通常の県債については発行をできるだけ抑制するとともに、財政調整のための基金の取崩しも最小限にとどめるなど、財政の健全化にも意を用いました。」としていることを評価致します。

ただ、政府が示した地方財政計画では、税収の落ち込みなど厳しい国の財政状況から臨時財政対策債で補填することになったことから、今後、基準財政需要額に算入され地方財政運営に支障が生じないように措置されますが、本県では臨時財政対策債が前年度の1.5倍の増額発行を余儀なくされたことから、県債の総額は前年度当初予算対比1.1%増となり、地方交付税等の今後の在り方に不安材料を抱いての予算編成ではなかったかと推測致します。

そこで、本県のこれらの予算編成過程において留意された点と、予算編成にあたり厳しい経済環境のもとで、県税が対前年度比で85.4%と大きな減少を見込んでいますが、新年度の景気・消費の動向をどのように見込まれたのか知事に伺います。

また、新政権は「地域主権」の確立を目指しており、新年度は「地域主権戦略会議」による一括交付金化や「地域主権推進一括法案」の策定、政府、税制調査会による「社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。」ための検討が行われますが、国と地方の新たな関係構築に向けて、知事が期待する内容について伺います。

次に、予算に関連し高校授業料の無償化等について伺います。

政府は、新年度から公立高校生のある世帯に対しては授業料の無料化を行うとともに、私立高校生のある世帯に対しては、公立高校の授業料相当額、年額12万円を助成するとともに、年収250万円未満の世帯で12万円、年収250万～350万円未満の世帯で6万円を上乗せして助成するとしています。

また、小・中学校でのスクールカウンセラーの大幅増員など教職員定数の改善・増員を行うとしています。

こうした政府の取り組みについて、教育長はどの様に評価されているか伺います。

高校授業料の無償化に関連し、就学支援金だけでは授業料の家計負担が一部残るほか、高校無償化だけでは保護者の失業といった家計の急変には対応できないため、都道府県が行う授業料軽減補助への交付税措置の増額も行われ、政府は、そうした生徒への支援を促すとしていますが、本県では新年度予算案に、この上乗せ部分をどの様に活用したのか総務部長に伺います。

【村井知事】

新政権のこれまでの様々の取組につきましての評価というお尋ねを頂戴いたしました。

まずは、新政権の平成22年度予算等々について申し上げるというのが筋だろうと思っておりますが、新年度予算につきましては、税収が非常に厳しい中、歳入の確保に大変苦慮しながら、予算案の年内編成に漕ぎ着け、また、法案等につきましても、政権発足から半年という短期間に、様々な分野で課題に取り組むなど、施策の実現に向けて、積極的に対応してきたことは評価するところであります。

その上で、地方の立場から申しますと、地方交付税が増額されたこと、それから税制改正大綱の中で、これは私の持論でもございますけれども、地方消費税の充実の方向が踏み込んで示されたこと、それから過疎法の6年延長が実現したこと、さらには、自動車関係税の暫定税率が実質的に維持されたこと、これらは地方の立場から申しますと評価できる取組であるかと存じます。

また、地方分権改革推進計画におきまして、義務付け、あるいは枠付けの見直しの具体的な条項が盛り込まれたことは、これは一定の評価ができることでありますし、今後とも、地方の声を十分に聴いて、実行に移していただくことを期待したいと存じます。

ただ、新政権の取組への評価につきましては、大変厳しい経済・雇用情勢や、それから社会保障費の増大を見据えてまいりますと、国と地方がそれぞれ「公」として期待される役割というものを、十分に果たせるような政策を将来にわたって継続して展開できるのかどうか、

「財源」と、それに応じた「国民負担」のあるべき姿の議論を含めて判断すべきものだと私は考えておりまして、今後の動向を注目してまいりたいと存じます。

国の地方財政計画及び直轄事業負担金の維持管理分の廃止等に対する評価について、お尋ねを頂戴しました。

個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入が引き続き落ち込むことなどから、平成 22 年度は地方の財源不足が過去最大の規模に拡大することが見込まれております。

このような中、地方交付税の原資となる国税収入も減る状況において、この度、地方財政計画において、地方交付税が出口ベースで 1.1 兆円増額され、地方の一般財源総額が増額確保されたことは、疲弊著しい地方財政にとって一定の配慮がなされたものと評価いたします。

また、国直轄事業の維持管理に係る負担金を平成 22 年度から廃止すべく法案が提出されたことは、直轄事業負担金制度の廃止に向けて大きな前進であろうかと思っております。

これらはいずれも、地方の総意として、これまで国に要望してきたものであり、真の地方分権の実現に向けた第一歩となるものであります。

国におかれましても、今後とも引き続き地方と協議を十分行い、地方の声をきちんと反映されることを強く望みたいと存じます。

新年度予算の編成過程において留意した点について、お尋ねを頂戴しました。

平成 22 年度当初予算の編成に当たっては、厳しい財政状況の下、当面する経済・雇用対策に軸足を置きつつも、長野県の将来を見据え中期総合計画を着実に推進していくことを基本としたものであります。

国の地方財政計画による地方交付税等の増額により一般財源が全体として増えたとはいえ、依然として財政は厳しい状況にあり、国の補正予算により措置された基金を有効に活用するとともに、「選択と集中」の考えを一層徹底し、必要な施策に財源を重点配分することにより、当面の財源不足を補うための基金の取崩しは最小限にとどめた次第であります。

さらには将来負担を考慮し、通常債の残高を減らすべく努力をしたところでです。

しかしながら、法人二税を基幹税とする県税は景気動向に左右されやすい構造であること、また、財源不足に対応するため過度に臨時財政対策債に依存する現在の制度のあり様には限界があることから、今後とも地方が健全で安定した行財政運営が行えるよう、地方消費税の充実を含む税制の抜本改革など分権型社会にふさわしい持続可能な地方財政制度の確立について、引き続き国に強く求めてまいりたいと考えております。

新年度の県税収入が大変厳しい見込であることを踏まえまして、今後の景気動向の見込についてお尋ねを頂戴いたしました。

いずれにしましても、来年度は、これまでの経済対策の効果もありまして、景気は緩やかに回復していくと見込まれてはおりますものの、大変厳しい雇用情勢にあるうえに、円高などの県内経済に大きな影響を与える懸念要素があるという観点から、景気が順調に回復したとしてもなかなか厳しく、従って、税収もそれを反映するというような次第で、このような見積もりをいたしましたという経過でございます。

地方分権の推進につきましてお尋ねを頂戴いたしました。

政府においては、昨年 11 月に地域主権戦略会議を立ち上げ、また、来月には、国と地方の協議機関の設置に関する法案を国会に提案する予定でありまして、地方分権の具体化に向けまして体制が漸次整備されてきているところであります。

これまで政府は、「地域主権改革」を積極的に進めるとしておりまして、特に、市町村への権限移譲など基礎的自治体の体制強化を基本的な姿勢として示しております。日頃、「市町村が主役」と申し上げてまいりました私としましては、これを深く評価するものでありまして、また、期待するものであります。

私は、これまで常々述べ、また、そのための取り組みを進めてきたところでありますが、地方自治のあるべき姿としまして、市町村や県が、それぞれの地域の特色を活かした地域づくりや住民サービスの提供に、自らの責任において主体的に取り組むことができるようになる、これが必要なことだと思っております。

これから、いよいよ具体化に向けて仕組みづくりが進められるわけですが、権限の移譲や国の関与の見直しなどのほか、とりわけて地方税財源の充実について大きな成果が得られるよう強く望むところでありますし、私としても、そのための働きかけを努力してまいりたいと考えております。

【山口教育長】

高校授業料の無償化等についてのお尋ねでございます。

高校授業料の無償化につきましては、高校教育における家庭の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するものと考えております。

次に、スクールカウンセラーの増員につきましては、不安や悩みを抱えた子どもたちの実状に合致した取組と感じているところでございます。県といたしましては、こうした施策を有効に活用して、相談体制の更なる充実に努めてまいります。

さらに、4,200人の定数改善につきましては、教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな指導をしていく上で、評価されるべきものと考えます。

また、文部科学省では、平成23年度以降の学級編制基準及び教職員定数の改善について本格的な検討に着手することとしておりますけれども、その検討に当たっては、義務教育費国庫負担制度の維持・充実を含め、国の責務で必要な財源確保をするなど、義務教育における責任と負担のあり方も踏まえた議論がなされることを期待したいと考えております。

【浦野総務部長】

私立高校生に関わります就学支援金につきましては、ご指摘のように授業料の家計負担が一部残ったり、あるいは保護者の失業といった家計の急変には対応できないことも生じてまいります。

そうした事ですので、県では家計の急変も含めまして、経済的事情により就学が困難な家庭につきましては、就学支援金を充ててもなお授業料の負担が一部残る場合には、現在の授業料等軽減制度を継続いたしまして、その全額を免除することで対応することとしております。

そのうえで、交付税措置の増額ということも踏まえまして、私立高等学校教育振興費補助金、経常費助成でございますが、そこへ、新たに保護者負担軽減分として、3,200万円余を措置いたしております。これは、就学支援金や授業料等軽減制度に加えまして、各学校独自の授業料等の生徒納付金を軽減された場合に、その費用を助成するものでございます。

いずれにしましても、就学支援金や交付税措置といった国の施策とも連動しながら、私立高校生の就学支援に努めてまいりたいと考えております。

2、景気・雇用対策について

一昨年来の世界的な経済危機に対し、県民生活を守るため、全国に先駆け対策本部を設置し「緊急経済対策」を示し、その具現化のため昨年1月の臨時県議会へ補正予算を提案して以降、この1月27日の臨時会開催など切れ目のない緊急経済を行っていることに、敬意を申し上げます。

2月4日、日銀松本支店が公表した「長野県の金融経済動向」によると、「長野県経済は、厳しい状況が続いているが、持ち直しつつある。」「一方、雇用・所得では、労働需給が厳しい状況にある中で、雇用者所得は大幅に減少している。」としています。

この様に、本県の経済状況は依然として厳しい状況が続いており、県税収入が落ち込み大変厳しい県財政の状況にありますが、今後も緊急経済対策は継続して行く必要があります。

そこで、新年度予算案ではどの程度の経済波及効果と雇用創出を見込んでおられるか。

また、新年度予算案に位置付けた特徴的で期待出来る主な景気・雇用対策について、併せて伺います。

さらに、今後の本県経済の見通しと、6月議会以降の緊急経済対策の継続の必要性について知事に伺います。

【村井知事】

景気雇用対策等々につきましてお尋ねを頂戴しています。

まず、新年度予算の経済波及効果と雇用創出につきましてお尋ねを頂戴いたしました。

平成22年度当初予算の経済波及効果を、直近の長野県産業連関表を用いて推計いたしますと、公債費、人件費等を除きました総事業費約2,700億円に対しまして県内で4,400億円余に相当する生産活動がおこなわれまして、経済波及効果は1.63倍と試算できるところであります。

また、県内で増加する理論上の雇用者数、いわゆる雇用者誘発数であります。年間38,600人程度を見込んでございます。

このほか、雇用創出関係基金事業によりまして、県・市町村合わせて4,600人程度の新たな雇用創出を計画しているところであります。

新年度予算における期待できる主な景気・雇用対策についての質問です。

平成22年度当初予算は、「景気や雇用などの喫緊の課題に迅速・的確に対応するとともに、活力と安心を目指す中期総合計画への県民の期待に応え、着実に施策を推進」することを基本として編成したものであり、新年度予算に計上した事業すべてが、何らかの形で景気・雇用対策に資するものと認識しております。

職員一人ひとりが、現下の厳しい経済・雇用情勢を認識し、県民が真に必要とするところを的確に把握し、県民の「暮らしの安心」を確保することを常に意識しながら施策に取り組むことにより、県民生活と県内経済の早期回復・安定を図ってまいりたい決意でございます。

今後の本県経済の見通しと経済対策の必要性についてお尋ねを頂戴いたしました。

内閣府の「月例経済報告」によりますと、我が国の景気は、持ち直してきておりますが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあるとしております。

長野県経済も、追加経済対策などの効果や輸出の改善などによりまして、生産は持ち直しておりますが、有効求人倍率は依然として低水準でありまして、厳しい状況が続いております。

先行きにつきまして、このような厳しい雇用情勢にあるうえに、デフレ圧力や円高といっ

た懸念要素があり、決して楽観できる状況にはないと認識しております。

しかしながら、世界経済の回復や内需の拡大によりまして、緩やかに回復するものと見込まれております。本格的な回復に向けては、現在、国会において審議されている国の平成22年度予算による更なる経済効果を期待したいと存じます。

県としましては、新年度の当初予算の編成にあたり、喫緊の課題でございます景気や雇用への対応に積極的に取り組んだところではありますが、今後とも足元の経済・雇用情勢を十分注視しながら、財源や執行方法にも工夫を凝らし、必要に応じて適時適切な対応をしてみたいと存じます。

3、中期総合計画の進捗状況について

予算説明資料として配付されました「長野県中期総合計画 5つの施策の柱による主要事業一覧」を拝見致しますと、中期総合計画に掲げる目標を既に達成している事業もありますし、順調に成果が現れている事業もあります。

しかし、世界的な経済危機の影響が県民生活を直撃していることから、例えば「一人当たり県民所得全国レベルへの挑戦」や「観光立県『長野』の再興」、「工場立地件数」、「福祉施設から一般就労への移行数」などは苦戦が強いられ、計画の平成24年度の目標達成が危ぶまれる課題もあり、心配するところです。

経済危機に対する対応については、昨年来切れ目の無い緊急経済対策を重ねて来ており、当然、緊急経済対策の施策の策定に当たっては、中期総合計画に掲げる目標に配慮されていると思いますが、最悪、計画年度中に目標が達成されなかったとしても、その先の産業構造の転換など将来を見据えた対策を講じておくことが求められます。

そこで、まず知事部局について、こうした観点も含め中期総合計画の進捗状況と課題、今後の対応について知事に伺います。

また、このことに関連し、姉妹提携を結んでいる中国河北省との姉妹提携の在り方について、過去と違い中国が経済成長いちじるしいことから、これまでの本県と河北省との姉妹提携の在り方を、これまでと逆の意味の提携を提案すべきではないかと昨年来求めて来ましたが、今議会への当初予算案に「中国河北省経済交流推進事業」として盛り込まれたことに敬意を申し上げます。

しかし、過去の友好連携の在り方や経緯を教訓として、今後の本県の産業活性化に必ず結びつく友好連携や姉妹提携の在り方が求められているのであり、県内の経済状況を考えると失敗は許されないと考えます。

そこで、本県の経済情勢を改善するため、姉妹都市である中国、河北省への産業連携をどの様に具体的にしていくのか、また、知事のトップセールスについても知事に伺います。

また、教育委員長へは、教育委員会に関する中期総合計画の進捗状況と課題、今後の対応について伺うとともに、特に問題となっている不登校問題への真剣な取り組み、中期計画の目標には位置付けられていない、発達障害児への支援策を目標に追加する位の決意で取り組みべきと思いますが、併せて伺います。

さらに、警察本部長には厳しい経済状況のもとで凶悪犯罪が増加傾向にありますが、中期総合計画の「犯罪のない社会づくり」等の達成目標の進捗状況と課題、今後の対応について伺います。

次に、中期総合計画の「観光立県『長野』の再興」に関連し、観光部長に伺います。

日銀松本支店は2月4日、「長野県における観光業の現状と課題」を発表しましたが、その中で本県の厳しい「観光客の入り込み動向」や問題点を指摘した上で、「観光業における今後の課題」として、「観光客のターゲットの明確化とそのニーズに合わせた取り組みの強

化」、「宿泊施設の経営統合や業務提携による顧客利便性・収益力の向上」、「インバウンドに向けた取り組みの強化」を提案しています。

観光部としては、この厳しい状況をどの様に受け止め、この提案を踏まえどの様な取り組みを行おうとしておられるか伺います。

次に、中期総合計画の「参加と連携で取り組む地球温暖化対策の推進」の内、達成目標である「県内の温室効果ガス総排出量」抑制の最新実績が逆に増加していますが、目標年度までに目標に掲げる数値まで、どの様に取り組んで行くお考えか環境部長に伺います。

次に、中期総合計画の「地域が輝く元気な農業・農村の構築」の内、「農業農村総生産額」、「農産物産出額」、「農業関連産出額」の達成目標が苦戦していますが、平成24年度の目標達成に向けて、どの様に取り組んで行かれるのか農政部長に伺います。

特に、この課題については本県の「農産物産出額」の推移を見ると平成3年の4,119億円をピークとして、平成20年には2,714億円まで下落している現実を見ると、本県の農業の将来が極めて深刻な実態に直面しているという危機感を持ち、取り組んで頂きたいと思いますが併せて決意もお聞かせ下さい。

【村井知事】

中期総合計画の進捗状況と課題につきまして、将来を見据えた対策を講じることが必要であるというご指摘であります。私は就任以来、県民の暮らしの安心と向上を図る、これを基本に据えて県政運営を進めてきたつもりでございます。なかでも、県民の生活に直接関わる課題として正面から取組を進めたのが、福祉・医療の確保や、森林整備、減災対策をはじめとする安全・安心な県づくりであります。本年度初めて実施した政策評価結果を見ましても着実に成果が上がっていると認識しております。

これらにつきましては、相次いで実施した経済対策に加えまして、「暮らしの安心の確保」をねらいとした平成22年度当初予算案におきましても、重点的に対処しておりまして、計画の目標達成に向けて今後も引き続き進捗が図られるものと期待しております。

一方、産業や経済に関係する達成目標につきましては、一昨年後半からの世界経済の急速な悪化の影響をうけておりまして、目標達成は容易ならざる面もあると、それもまた認識しているところであります。

厳しい経済情勢が続く中で、地域を支える力強い産業づくりのためには、足元の対策とともに将来を見据えた取組という両面からの対応が必要なことは、議員ご指摘のとおり。

そこで、産学官連携による先端技術の開発支援、研究開発型企業等の誘致、産業人材の育成・確保、こういったことを図るとともに、将来を見据えて、今後より成長が期待できる環境あるいは健康分野、こういった分野における中・長期的な視点にたった需要喚起や新産業の創出に向けた取組を、より一層進めていくつもりであります。

県内経済は、経済対策を重ねた効果もありまして、持ち直しの動きも見えてまいりましたが、今後とも政策評価等を活用して、計画の進捗状況や目標達成に向けた課題等を的確に把握するとともに、県民の声に耳を傾け、県民の皆様と力を合わせて県政の推進に努めてまいりたいと存じます。

中国河北省との姉妹提携のあり方、あるいは産業連携についてお尋ねを頂戴いたしました。

中国は、目覚ましい経済発展を遂げておりまして、2010年のGDPは、アメリカに次ぎ世界第二位になるといわれ、13億人を抱える巨大市場であります。

特に、沿岸部を中心に急速な発展が遂げられておりまして、北京、天津、そして河北省を含む渤海湾経済圏はその一つだと認識しています。

この経済発展を今後の長野県の産業振興に活かしていくため、河北省との交流実績を踏まえまして、長野県、河北省双方にメリットのある経済交流を推進していくことがご指摘のように大変重要であるとのように存じます。

そのために、県内の観光、商工、農政関係の団体などで構成する河北省との経済交流を推進する協議会を4月に設置いたしますとともに、早期に調査団を派遣する予定であります。

この調査団は、河北省政府の協力を得て、教育旅行誘致のための説明会、産業事情調査、農産物輸出のための市場調査、こういったことを、各都市で実施する予定でありまして、その成果を、長野県経済の活性化に資する具体的な事業に結びつけてまいりたいと存じます。

トップセールスについてもお尋ねを頂戴しましたが、私が実際に行った上海、台湾、いずれも確かな手ごたえを感じておりまして、今後とも必要に応じて行ってまいりたいと存じます。

【矢崎教育委員長】

教育委員会に関する中期総合計画の進捗状況と課題、今後の対応、また、不登校問題への取組、発達障害児への支援に係る取組についてのお尋ねにお答えをいたします。

教育委員会が中期総合計画で取組を進めた「確かな学力と豊かな人間性・社会性を育む学校教育の充実」をはじめとする主要施策につきましては、本年度実施された政策評価の結果からみましても、概ね順調に推移しているものと考えています。

しかし、教育をめぐる環境が大きく変化する中において、家庭や地域で子どもを育てる力の低下や、子ども達の社会的自立の遅れが大きな課題であります。今後、本県教育行政の推進にあたりましては、社会的に自立した人間の育成に、社会全体で取り組んでいくことが重要であると考えているところであります。

本県教育の喫緊の課題は「不登校対策」、「高校再編」、「特別支援教育」であり、議員ご指摘の「不登校対策」につきましては、特に最重要課題として取り組んできたところであります。

不登校対策は、単に不登校児童生徒の数を減らすということではなく、学校に行きたくても行くことができない児童生徒に対する支援を充実させるとともに、意欲を持って楽しい学校生活を送ることができるようにすることであるというように考えています。

昨年9月には、県と市町村の教育委員会が、共通理解を深め、一体となって、的確かつ迅速に対応するための「長野県不登校対策検討委員会」を設置いたしました。この中で中長期的展望に立った、不登校対策の「行動指針」を3月末までに策定する予定であります。

基本的に市町村の関係機関と連携した幼年期から高校卒業までの縦のつながり、地域との横のつながりといった縦横の一層の連携により「地域の力」を最大限に活かして取り組んでいくことが必要であると考えています。

次に、発達障害のある児童生徒につきましては、小中学校、高等学校において年々増加している状況にあります。その支援は喫緊の課題であると考えています。

現在、小中学校の校内連携や高等学校のモデル研究に取り組んでおり、「特別支援教育連携協議会」において、これらの成果や課題をもとに、発達障害のある児童生徒への支援のあり方について、各界代表者に議論をいただいているところであります。

その議論の中で、これまで、地域における、医療、福祉等との連携による総合的な支援力、「地域力」と申し上げていいたるうと思っておりますが、もう一つが、すべての学校での、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進、「学校力」ということになりましたが、それが重要であるという大きな柱をいただいているところでありまして、今後、議論を重ねていただくことになりました。

いずれにしましても、中期総合計画の着実な推進を図るべく、市町村教育委員会をはじめとした多様な主体との連携を含めて、本県教育の一層の充実・振興に努めてまいります。

【小林警察本部長】

中期総合計画のうち、県警察関係の目標の進捗状況と課題、今後の対応についてお答えいたします。

刑法犯の認知件数は、平成21年は、2万164件となり、目標の2万件未満が目前となりました。

また、交通事故の死者数についても、平成21年は111人となり、年間100人以下とする目

標の達成が現実のものとなっております。

しかしながら、コンビニエンスストア対象の強盗事件が増加傾向にあり、子どもや女性に対する卑劣な犯罪も看過できない状況にあるなど、治安情勢は予断を許さない状況にあります。また、交通事故につきましても、高齢者の死者が交通事故死者数の半数を超え、高齢者社会の進展とともに、その増加が懸念されるところであります。

こうした状況を踏まえ、県警察では、治安回復への道筋をより確かなものとするため、子ども・女性に対する犯罪を抑止するための先制・予防的な警察活動を始め、警察官の増員により、警察署鑑識体制を強化し、重要凶悪事件への対処体制を強化するなど、諸対策を質・量ともに充実して推進してまいります。以上でございます。

【久保田観光部長】

日本銀行松本支店の観光に関するレポートについてのご質問でございます。

長野県観光の現状につきましては、レポートに示されているとおり、減少から増加に転じない大変厳しい状況にあると受け止めております。また、今回のレポートは、県内の観光関係者の更なる奮起を促す問題提起であると考えられますので、何としましてもこの状況を打開していかなければならないと考えております。

観光業の今後の課題として挙げられた3つの課題への県の取組については、「観光立県長野」再興計画に掲げた施策を着実に推進していくことが基本であります。

具体的には、課題の1つ目の「誘客対象の明確化とニーズに合わせた取組」については、信州デスティネーションキャンペーンでは、「都市圏に住む中高年層や女性」を対象として、「未知を歩こう。信州」をテーマに誘客促進に取り組みます。

2つ目の「宿泊施設の経営の効率化」については、経営者の経営力強化のための研修講座の開催、再生意欲のある宿泊施設に経営の専門家を派遣して、経営改善の相談に応じる「宿泊施設再生モデル事業」を実施しております。

3つ目の「インバウンドの取組強化」については、国・地域ごとの特性に応じた効果的な誘客手法により、海外プロモーションを積極的に実施します。

再興計画は、新年度は実施3年度目を迎えますので、異業種との連携による観光の推進、地域を越えた広域観光の推進という指摘も踏まえまして、信州デスティネーションキャンペーンに力を入れて、これを契機に具体的な成果が現れるよう全力で取り組んでまいります。

【白井環境部長】

県内の温室効果ガス排出量削減目標の達成のための取組についてのご質問でございます。

先程、風間議員の質問にお答えしたとおり、2006年度分では県内の温室効果ガス排出量は増加しておりますが、2008年度分からは森林吸収量が算入されることや、電力使用量が減少してきていることなど、削減の兆しも見えております。

こうした動きを確かなものにしていくため、今年度の新経済対策に基づき創設した様々な施策に加えまして、来年度は、中小企業等に対する「省エネ対策支援事業」の助成件数の拡大や、「県下一斉ノーマイカー通勤ウィーク」の拡充を図りますほか、家庭にアドバイザーを派遣する「家庭の省エネ“見える化”事業」を新たに実施するなど、それぞれの部門の取組を強化することとしております。

また、温室効果ガス吸収源である森林については、「森林づくり県民税」などを活用した

森林整備を推進することとしております。

今後も県民の皆様や県内事業者等の温暖化防止活動が進展するよう、より効果的な施策を進めてまいりたいと考えております。

【萩原農政部長】

「農業産出額」等の目標達成に向けた取組についてのお尋ねでございます。

本県農業は、高い技術力を背景としました生産力と卸売市場の占有によりまして、大量生産大量消費の時代におきましては、全国有数の地位を占めてまいりました。

しかし、農産物の流通・消費が多様化する中、その変化への対応の遅れや、急速に進む高齢化、農産物価格の低迷などによりまして、長野県農業はかつてない深刻な状況にあると認識しております。

この様な中、去る11月定例会におきまして、施策の実施状況をご報告し、様々な御議論をいただきましたので、これら御意見を踏まえ、収益性の高い農業の実現に向けまして、県オリジナル品種の導入促進や消費構造の急激な変化に対応した生産・販売体制の構築、食品企業や観光業等との連携による付加価値の高い農業の推進に努めますとともに、担い手の確保育成を図り、農業生産力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、農業産出額は、経済情勢による販売価格によっても大きく左右される場合もございますが、農業者のモチベーションやチャレンジ精神を大切にしながら、長野県農政が抱える課題を果敢に攻め続け、「振興計画」に掲げました目標が達成できますよう、関係機関・団体とともに全力を傾けてまゐる所存でございます。

4、公共交通対策について伺います。

(1) 信州松本空港の活性化対策について

日本航空が信州松本空港から撤退するのに伴い今年6月から就航予定のフジドリームエアラインズ(FDA)は、毎日、札幌線と福岡線の運行を予定し、FDAは3月末に正式なダイヤを発表するとしています。

そして県はこのダイヤに対応するため、今議会に空港の運用開始時刻を改正する関連条例改正案を提出するとともに、就航に向けた旅客用カウンターなどの初期投資を支援する「FDA信州松本空港就航特別対策事業補助金」を計上しています。

また、FDAは現在、小型ジェット機エンブラエル170を2機、175を1機保有するとともに、6月までには前倒して、もう1機配備する意向も表明し、松本-福岡線について利用状況が順調に推移すれば、時期を見て1日2往復への増便を目指す意向も示しています。

FDAの6月からの信州松本空港就航に向けた積極的な姿勢と、これまでの県の取り組みに敬意を申し上げるとともに、歓迎するものです。

ただ、新聞報道によれば、FDAの鈴木社長は、「松本発着路線について3年程度で黒字化を目指す」考えも示したとされていますが、そのためには利用促進策が問われることから、県の果たす役割も問われます。

そこで、まず利用促進策についてFDA側とは、県はどのような検討が行われているのか知事に伺います。

また、新年度予算案に計上されている予算額以外にはFDAを支援する予算措置は、今後必要ないと解釈してよろしいか。

さらに、新聞報道によると松本空港～長野間の高速バスを復活するとのことですが、この路線は過去に赤字で廃止された経緯があるだけに、復活するには県としての支援策が求めら

れますが、お考えを企画部長に伺います。

航空機の運航で、何よりも求められるのは安全性です。

歴史の浅い小規模な航空会社だけに、県民の皆さんからは不安視する声も聞かれます。

そこで、航空機整備工場の配置や他の航空会社との連携、パイロットや整備士等の人材の確保は、どの様に行われるのか企画部長に伺います。

(2) リニア中央新幹線について

リニア中央新幹線については、昨年12月に4項目調査が提出され、着工の前提となる整備計画や営業・建設主体の指名について、月内にも専門家らによる交通政策審議会に諮問されるとの報道も行われています。

リニア中央新幹線のルートや駅の決定は、本県の中南信地区の振興や在来線高速化の在り方などに大きな影響を伴うだけに重い課題ですが、今後どの様に対応して行かれるのか、今後の取り組みについて知事に伺います。

(3) 並行在来線について

新幹線長野以北開業に伴う並行在来線については、昨年12月に国土交通省に設置された整備新幹線問題検討会議を受けて、今年1月28日には、国、関係地方公共団体、JR等の関係者で検討を行う第1回整備新幹線問題調整会議が開催され、その後、関係県等とのヒヤリングが行われています。

本県もこの17日に村井知事が出席しヒヤリングが行われるなど、並行在来線維持・存続への具体的な支援策の確立に向けて、大詰めを迎えています。

そこで、17日のヒヤリングで要請した支援策の内容と感触、今後の取り組みについて知事に伺います。

(4) 「交通基本法」について

並行在来線の維持・存続への支援策については、私も昨年12月、政府与党の関係者へ要請活動を行いました。

この中で、民主党の山根・樋高両副幹事長は「既に政府として積極的に取り上げて行くべき課題として、国交省に申し入れている。これからも、継続して働きかけて行くが、地域に密着した公共インフラであり、要請は、しっかりと受け止めさせて頂く。」としました。

また、辻元国交副大臣は「前原大臣も認識している。地方への権限移譲の絡みもあり、これからの課題。『交通基本法』を6月までにとりまとめ、その中で地域の公共交通を位置付けたいと考えており、平成23年度予算には位置付けたい。」としました。

国土交通省では、危機的な状況にある公共交通を維持・再生し、人々の移動を確保するとともに、人口減少、少子・高齢化の進展、地球温暖化対策等の諸課題にも対応するため、交通政策全般にかかわる課題、将来の交通体系のあるべき姿、交通にかかる基本的な法制のあり方等について検討するため「交通基本法検討会」を設置し、既に5回の会議を行っています。

そこで、「交通基本法」検討の過程で、並行在来線維持・存続への具体的支援策や、現在本県において30市町村等で取り組んでいる「地域公共交通活性化・再生総合事業」の、これまでの取り組みを踏まえ、生活バス路線や電車などの公共交通機関の維持・存続に向けて、本県として具体的な提言を行うべきではないかと思っておりますが知事に伺います。

【村井知事】

利用促進策のF D Aとの協議状況に関する質問をいただきました。

私は、昨年11月14日にF D Aの鈴木与平社長にお会いし、まつもと空港への就航をお願いした際、県はもとより地元市及び経済団体とも一体となった利用促進に、なお一層努めたいと申しした経緯があります。

さらに、本年1月19日のデモフライトの際、鈴木社長から「まつもと空港を、第2の故郷として、地域の人と一緒に飛ぶたい」との言葉を頂戴し、地元関係者と共に、より一層利用促進の取組みが不可欠と痛感したところです。

これまで事務レベルで様々な意見交換を行ってきたが、F D A側からは、利用される県民の方々が、直接支援を受けることができる方策を検討してほしい、との要望がなされたと承知しています。

このほか、長野市と空港を結ぶ直行バスの運行等についても要望があり、こうした経過を踏まえ、今議会に所要の予算案の審議をお願いしているところでありまして、さらに、利用実績を踏まえて、関係者が率直に意見交換を行う「F D A運航支援会議」とでも呼ぶべき場の設置を行い、機動的に利用促進策を講じてまいりたいと考えているところです。

リニア中央新幹線の今後の取組についての質問ですが、リニア中央新幹線について、これまでも繰り返し申し上げていますが、20年間にわたりBルートによる整備促進を求めてきた取組は大変重いものであること、整備にあたっては、全国新幹線鉄道整備法（全幹法）に規定する地域振興に資するものであることが重要であり、その上で、整備に関する様々な疑問点に対し、J R東海と関係者の間で、客観的なデータに基づき、しっかり議論していく必要があることを、重ね重ね申し上げてきたところです。

昨年12月24日には、J R東海及び鉄道・運輸機構から、いわゆる「4項目調査報告書」が提出されたところだが、ただ今申し上げた本県としての意見や考え方が、明確に記載されておりまして評価に値すると考えています。

今後は、国が設置する「交通政策審議会」において、「営業主体・建設主体の指名に関する事項」に併せて、ルート、駅等の「整備計画に関する事項」についても、審議されることとなりますので、今回、提出された報告書をもとに、中立・公正な立場から総合的に検討されることを期待するとともに、求めに応じ、本県の考え方についても、しっかり説明していくこととしています。

また、報告書において、J R東海は、リニア中央新幹線の営業主体・建設主体を希望している立場から、引き続き地域と話し合いをしていく姿勢を表明しています。今後においては、地域の関係者との意見交換を深めるよう、J R東海に求めていきます。

2月17日の「整備新幹線問題調整会議」における要請内容等に関する質問です。

整備新幹線に関する課題はいろいろあるが、私は並行在来線問題こそ、長野県にとって解決すべき最重要課題であると考え、これまでも前原国土交通大臣はじめ関係者に対し、この問題の根本からの問題提起を行ってきたところです。

今回の会議に出席するに当たり、より良い解決策を導くに当たっては、さらに、一步踏み込み、問題解決に向けた具体的な方向性について提言を行うことが必要と考え、私からは、新しい仕組みの検討に当たり、誰が経営すれば、最も上手くいくか、合理性の問題、各県がバラバラに経営するやり方で安全運行が確保されるのか、長野から先は、新潟、富山、石川、福井と繋がるが、バラバラで経営することは非常に考えにくく、安定性という観点、「地方

に丸投げ」と言われる現状で良いのか、という公平性の観点といった視点を持つ必要があるのではないかと、指摘しました。

その上で、1つの方向として、JRが引き続き運行し、赤字分を国と地方が負担する、2つ目として、地方、JRが共同出資して新会社を設立し、国の支援の下で運営するということができないか、3つ目に、従来どおり経営分離を行うが、初期投資負担をはじめ十分な支援が必要、と3つのケースを示し、議論を深めるべく発言をしたところです。さらに、既に経営分離がされている「しなの鉄道」に対しても、JR貸付料を活用した十分な支援策を講ずるよう求めました。

並行在来線問題の解決については、同日出席した、新潟、富山、石川、福井、すべての知事からも強い要請があったところであり、既に前原国土交通大臣からも、見直しの必要性について言及されていることから、今後の国での検討によって、より良い方策が示されることを期待しています。

今後とも、関係道県と力を合わせ、この問題に取り組んでいきたいと考えています。

「交通基本法」というものの検討につきましての、長野県としての具体的な提言というご指摘であります。

「交通基本法」については、ご指摘のとおり「交通基本法検討会」が設置され、これまで学識経験者や市町村長等へのヒアリングが行われるとともに、現在、パブリックコメントが実施されていると承知しております。

私は、近年の公共交通を取り巻く厳しい状況を踏まえ、昨年、前原国土交通大臣に対して、「長野県民をはじめ国民すべてが、生涯にわたって安心して生活していくためには、各地域間を結ぶ公共交通の安定的な確保と発展が不可欠であり、新政権の掲げる『生活者重視』、『地域主権』といった政策を支える最も必要な社会基盤は、まさに公共交通ではないか」と申し上げたことがございます。

さらに、公共交通は、国としての基本的なビジョンの下に、国、地方、運行事業者、国民の、それぞれの担う役割を明確にした上で、それぞれの責任を分担していくべきではないか、という基本的な考え方を持っているものでございます。

私が知事に就任して以来、先ほど申し上げましたような長野以北並行在来線の問題をはじめ、住民に身近な路線バス・鉄道の存続問題、さらに、信州まつもと空港の路線発着問題など、こうした問題が生じた要因の一つに、我が国全体の公共交通体系のビジョンや維持・存続のための財源についての議論が十分なされてこなかった、こういう問題があるのではないかと考えております。

こうした考えのもとに、これまで私は、並行在来線の安定的な維持・存続に向けた「新たな仕組み」づくりを積極的に提言しますとともに、路線バス・鉄道の再編のための「地域公共交通活性化・再生総合事業」の創設に深く係わってきたところであります。

今後も、県民の暮らしを支える公共交通の維持・存続に向けた提言を積極的に行ってまいりますとともに、こうした提言が「交通基本法」にも反映されるように、期待をしまいたいと考えております。

ともすれば「基本法」というものは、計画を作ってそれで終わる、という傾向がありました。あるいは、国が基本計画を作るとそれに沿って地方がまた計画をつくる、というようなことで、地方に過大な負担を課せられる場合が非常に多い。この点は、私は、大変用心深く

対応したいと思っているところであります。

【望月企画部長】

F D A 就航にあたっての支援に関するご質問でございますが、これまで F D A との協議におきまして、新たな就航に必要となる初期投資の負担軽減、それから利用促進策の強化に向けて検討を進めてまいりました結果、当面必要となる経費を当初予算案として計上したものでございます。

したがって、今後とも実際に就航される 6 月以降の状況を踏まえ、必要に応じ適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、まつもと空港と長野市を結ぶ直行バスに関するご質問でございますが、この直行バスにつきましては、議員ご指摘のとおり平成 6 年度から平成 1 4 年 1 0 月まで運行されておりましたが、利用者が減少したことから廃止された経過がございます。

しかし、先程、知事からお答え申し上げましたとおり、F D A からの要請に加え、県内経済 4 団体からの強い要望があったこと、昨年実施いたしました県民アンケートにおきまして、約 3 割の方から二次交通の充実のために必要との意見がありましたことから、直行バスの運航を当面試行という形で行いたいと考えております。

その後につきましては、現在バス事業者と検討中ですが、必要と見込まれる運行経費の一部を、県が負担金を支出しております信州まつもと空港利用促進協議会が支援する形で実施したいと考えております。

次に、F D A の安全運航に関するご質問でございます。航空運送事業に参入するためには、航空法に基づく厳しい基準をクリアして、はじめて許可が得られるものでございます。F D A は、昨年 7 月の営業開始以来、国の監督のもとで、これまで安全な運航を行ってきております。

その上で、今回、福岡及び札幌空港に新たに就航するにあたりましても、さらなる安全性を確保するため、すでに J A L との間で「運航及び整備に関する業務協力」の協議を精力的に行うなど、新たな就航に向け、万全を期しているところでございます。

また、パイロットの養成にあたりましては、エンブラエル機の「フライトシミュレーター」といった訓練用機器を、我が国で唯一保有しており、ジャンボ機のパイロット経験者を雇用して、計画的な育成に努めているほか、整備士など必要な人材確保にも努めていると伺っております。

5、組織改正について

県は 4 月 1 日から健康福祉部の設置などの組織改正を行おうとしています。

この、健康福祉部の設置について 2 点知事に伺います。

まず、健康福祉部の設置について伺います。

この課題は、これまで県議会としても社会部・衛生部の統合により、より県民サービスの向上をめざし同意して来たところですが、今年度から実施された現地機関での「保健福祉事務所」について、現地調査等を通じて様々な課題もあると伺いました。

それは、「保健福祉事務所」の設置が単なる「統合」であり、統合による具体的なメリットが現れていないのではないかと伺います。

さらに、保健福祉事務所は、保健所長が法律により医師でなければならないと規定されることから、医師不足の影響を受け所長が兼務を余儀なくされ、本来の仕事が全う出来ない実態にあるのではないかと。

組織の統合により保健・福祉・医療の県民サービスを具体的に県民が実感出来ていないのではないかとということです。

そこで、平成21年度実施した現地機関での統廃合で行った「保健福祉事務所」のメリット・デメリット、改善する課題について伺います。

そして、その上で、この4月からスタートする「健康福祉部」への組織改正について、現地機関との連携も含め具体的にどんなことが県民サービスの向上になるのかを伺います

【村井知事】

平成21年度の組織再編に伴い設置された「保健福祉事務所」のメリット、デメリット、課題についての私の認識、というご指摘をいただきました。

統合の効果といたしましては、保健医療と福祉の両面からの関わりのある問題、例えば、精神障害のあるひとり親家庭の相談・支援、結核等疾病に罹患している生活困窮者の相談・支援、生活や健康面で課題のある児童生徒への相談・支援、こういった問題につきまして、ワンストップで、迅速かつ柔軟な体制を組むことができるようになった、これはひとつのメリットだと思います。

また、組織が大きくなりましたことで、そのマンパワーを活かして、例えば新型インフルエンザ対策のとき、円滑に24時間の相談体制を組むことができた、こういったところはメリットであって、県民サービスの向上に結びついているとこのように認識するところであります。

一方、課題としては、配置スペースの関係から一体的な課の配置をすることが困難なそういう所もございます。議員ご指摘のとおり、所長が地域を越えて2つの保健福祉事務所を兼務している所が3つある。これは医師でなければいけないという法律のしほりがあるためであります。

こうしたことから、11月補正予算などで、保健福祉事務所各課のワンフロア化等により、業務の連携が一層とれるよう整備を進めているところであります。

また、所長が兼務している所については、県や全国保健所長会のホームページ等におきまして公衆衛生医師の募集を行うとともに、ドクターバンクへ登録のあった医師に直接アプローチするなど、成果につながるよう取り組んでいるところであります。なお努力を続けたいと思っております。

次に、健康福祉部の設置について、現地機関との連携も含め、具体的にどのようなことが県民サービスの向上につながるか、というご質問。

この組織改正をさらなる県民サービスの向上につなげてまいりますためのポイントは、現在の社会部、衛生部にまたがる課題への的確な対応と議員からもご指摘ございましたが、本庁と現地機関との連携であると認識しているところであります。

保健医療と福祉が連携した取組の具体例といたしましては、例えば、認知症対策を「健康長寿課」に、母子保健と児童虐待対策を「こども・家庭課」に一元化して対応窓口を分かりやすくしたこと。それから、保健医療と福祉にまたがる地域ケア体制の整備に向け、リハビリ機能のあり方や急性期医療から在宅生活に至る医療・福祉施設間の連携などにつきまして、現地機関とも連携しながら、一体的に検討を行う「地域・在宅ケア推進事業」を実施していくこと。さらには、県の保健・医療・福祉サービスを利用者の視点から分かりやすく解説したポータルサイトであります「暮らしの安心ガイド」を組織改正に先立って2月5日にすでにオープンしまして、情報発信を充実したことなど、こういった工夫がございます。

保健医療と福祉分野の連携につきましては、保健福祉事務所の設置が先行いたしましたけ

れども、健康福祉部の設置により、本庁・現地の体制の足並みがそろうところになり、これによりまして、本庁と現地の連携がより緊密になり、迅速な意思決定も可能になることから、保健福祉事務所との連携のもとで、県民サービスの着実な向上につながるものこのように考えるところであります。

6、県立病院の地方独立法人化について

4月から県立5病院と2介護老人保健施設の運営が地方独立法人へ移行しますが、それに当たり今議会にも「地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等貸付金特別会計予算案」や条例案が提案されています。

また、2月9日には、運営主体となる地方独立行政法人「県立病院機構」の評価委員会が開催され、向こう5年間の収支計画が了承されました。

そこで、この県立病院の独法化について以上の経過を踏まえ何点か伺います。

まず、4月からのスタートを目前にして、医師・看護師などの医療スタッフ、医療事務職員の体制は十分に整っておられるのか。

また、関係市町村との連携や県民・患者への周知、職員組合との同意、職員の皆さんの意識の切り換えや士気の高揚などは、どの様になっておられるか。

病院機構の収支計画によると、病床利用率の向上などで医業収入を増やし、移行後3年目の12年度に経常収支の黒字化を図るとしていますが、黒字化させるポイントは何か。

また、これまでの国の医療費抑制策により、地方の公的医療は危機的状況を強いられて来ましたが、今回の病院機構の収支計画では新政権下での新たな医療充実策への施策や、報酬単価の見直しについて反映されておられるのか。

新年度、7対1の看護師体制を確立するとしていますが、看護師の確保策をどの様に行うのか、以上については病院事業局長に伺います。

さらに、独法化しても県がこれまで県立病院に負担して来た負担金は維持すると県は表明していますが、病院機構が黒字となった場合も含め改めて見解を衛生部長に伺います。

【勝山病院事業局長】

医師・看護師などの医療スタッフや事務職員の体制に関するご質問をいただきました。

必要な職員体制を確保するため、県立病院機構への身分を継承する職員に加えまして、県から職員の派遣を求め、関係各課と調整を図っております。また、新規採用の内定者に対し、現在採用準備を進めております。

その結果、4月1日の地方独立行政法人スタート時には、5病院全体で、いずれの職種も現状を上回る職員体制となる見込みであります。

さらに、新年度からの診療報酬改定に対応する職員の柔軟な採用や診療報酬確保のために必須となる診療情報管理士の計画的な配置にも全力で取り組んでいく所存です。

関係市町村との連携や県民・患者への周知、職員組合などに関するお尋ねをいただきました。

関係市町村の皆さんには、県立病院に非常に高い関心をお持ちいただいております。色々な面で地域からの支援の輪が広がっているということを実感しております。こうした市町村との連携は病院を運営していくうえで非常に大切なことでありますので、中期目標の中でも特に「市町村との連携を強化し、協力体制を構築すること。」と明記させていただきました。

県民・患者の皆様への情報提供についてですが、独法化に向けた準備状況を逐次、県のホームページに掲載するなどして情報の提供に努めております。

また、病院機構発足時に県民の皆さんへ十分な広報を行えるよう、シンボルマークやキャッチフレーズを制定するとともに、広報用パンフレットを作成するなどの準備を進めております。

職員組合に関してですが、昨年9月に勤務条件等の基本的な事項について合意しておりましたが、つい先ごろ、就業規則や個別の勤務条件についての交渉の場を持ち、合意を見たところです。4月1日以降円滑な労使関係が保てるように、引き続き、労働協約及び労使協定の締結に向けた話し合いを進めてまいります。

また、病院職員とは昨年から「職員懇談会」や「医療機能の向上に関する検討会」、あるいは「職員研修に関する検討会」などを通じて議論をする機会が幾度もありました。こうした取り組みを通じて、職員の中にも独法化を契機に「自分たちの力で病院をより良く変えていく」という気概が芽生えてきていることを肌で感じております。

収支計画における黒字化のポイントは何かというご質問をいただきました。

まず、収入ですが、須坂病院における、内視鏡センターの設置、各科医師数の増加、7対1看護体制の導入、駒ヶ根病院の建替えに伴う入院単価の高い病棟構成への変化など、病院機能の充実や病床利用率の向上を図ることにより医業収入の増加を見込んでおります。

一方、経費ですが、自治体立病院は他医療機関に比較して医薬品等の購入価格が割高と指摘されております。これらの契約方法を見直すほか、医療機器等の再リースを活用するなどにより、経費の削減を図ります。

さらに、医療状況の変化に迅速に対応できる人員配置や、自由度の高い契約方法の活用など、地方独立行政法人制度のメリットを生かした取り組みを行うことにより、経常収支の黒字化を図ってまいります。

新たな医療充実策等について、収支計画に反映しているのかとのご質問です。

新たな医療充実策は現在国会で審議中であり、また診療報酬改定の詳細な内容は示されておりませんので、今回の収支計画には反映しておりません。

今後、診療報酬改定等の内容が示されたときには、改定のメリットが最大限享受できるよう速やかに施設基準を整えるなど、増収に繋がる取り組みを図ってまいります。

看護師確保策に関するご質問をいただきました。

7対1の基準看護につきましては、今まで職員定数の課題があり、こども病院を除いた県立病院では対応できませんでした。

しかし、地方独立行政法人化により定数規制がなくなりますので、各病院の看護の必要性に対応した体制を整えてまいります。

看護師確保には、看護師養成機関の協力が極めて重要であることから、病院事業局職員も各病院の看護部長などとともに養成機関に出向いて、看護師の確保の取り組みに向けまして全力を挙げているところです。

これに対しまして、養成機関からは大変貴重なご意見をいただいております。学生は、7対1の基準看護、充実した研修システム、資格取得への支援などに取り組む病院、そして修学資金制度が整備された病院に魅力を感じているとのことです。

県立病院が学生にとって魅力があり、就職先として有力な選択肢となるよう、積極的に看護師の確保対策に取り組んでまいります。以上です。

【桑島衛生部長】

独立行政法人化後の負担金に関するご質問を頂戴してございます。

県が法人に指示を出してございます中期目標におきましても、「県は機構の中期計画に予定されている運営費負担金を適正に負担する」としてございます。

中期計画の期間中の運営費負担金は、平成22年度は52億8千万円、平成23年度から26年度までは毎年51億円を病院機構へ支出することを予定してございます。

知事の提案説明にもございましたとおり、法人移行後も、将来にわたって質の高い医療を提供し続けることができるよう、病院機構の収支にかかわらず中期的な見通しの上に立って県が一定の経費を負担してまいりたいというように考えてございます。以上でございます。

7, 医師確保対策について

深刻な医師確保対策については、県として真剣に様々な取り組みを行っておられることに敬意を申し上げます。

これまで本県が行って来た事業は、「県外の大学・病院等に対する医師派遣の協力要請」、「研修医・医学生への働きかけ」、「医学生修学資金等の貸与」、「ドクターバンク登録事業」、「医師の働きやすい環境整備」等々ですが、今議会に提案されている予算案には、新たに「医師確保総合対策事業」として、「後期研修医師・養成支援事業」の新設、「ドクターバンク事業」や「医学生修学資金等貸付事業」、「産科・小児科医療等の確保」について予算を拡充頂いたことを評価致し敬意を表します。

そこで、これまで行って来たこれらの医師確保等総合対策事業を通じて、今後の本県の将来の見通しについて、どの程度の医師確保の見通しが付いているのか向こう当面5年間の見通しについて具体的な見通しを知事に伺います。

【村井知事】

今後の医師確保の見通しに関する質問を頂戴いたしました。

平成20年度以降、医学系大学の定員増が図られてきており、来年度におきまして、信州大学医学部の3名をはじめ、全国で360名が増員される見通しでありまして、今後、医師の総数の増加が見込まれるところであります。

また、本県におきましては、医学生修学資金等の貸与を受けて県内で従事する医師が、計画では5年後に50名程度となる予定でありまして、中長期的には相当数の医師が県内で新たに働き始めることとなります。

しかしながら、このような取り組みによって一人前の医師が育ち、地域医療が充実してくるまでには、ある程度の期間を要するため、当面の間は、県内において医師数の劇的な増加を望むのは難しい状況であります。

また、地域や診療科による医師の偏在という問題もございますので、今後も引き続き、県内で必要とされる医療の提供体制が維持されるよう、医学生、研修医、医師というそれぞれの過程に応じた医師確保対策の充実、さらには、国への制度的な対応の要請など、あらゆる手立てを講じてまいり所存でございます。

8, 浅川ダムについて

前原国土交通大臣は、昨年12月25日の記者会見で、全国に計画されている83箇所の県営ダム計画について、「補助事業については、国が検証を強制する権限はないが、12月15日付の文書（『できるだけダムにたよらない治水』への政策転換に対するご協力をお願い）等により、関係の37道府県知事に対して、検証の対象となるダムも含め、検証への協力要請したところである。」

また、「補助ダム事業のうち、12月以降に本体工事の契約を行った、または予定している5ダムについては、各県の最終判断を踏まえ、別途改めて判断する。」

さらに、「12月以降に本体工事の契約を行った、または予定している5ダムにおける各県の最終判断を踏まえた上で補助ダム事業の予算を確定することとしているため、例年とは異なり、年末時点ではなく、年度末の実施計画確定後に公表することとする。」としました。この5つの「年度内本体契約予定」の補助ダムには浅川も含まれている訳ですが、浅川については、独自の経過があることを理解頂ければ予算確定はして頂けると思います。

2001年2月、前田中康夫知事は突然「脱ダム宣言」を行い浅川ダムを含む幾つかのダム計画の中止を表明しました。

私は、唯単に中止でなく河川流域にはそれぞれの歴史や実状があり、新河川法の花神に基

づいて流域住民と一緒に白紙から検討する必要があると考え、当時県内に計画されていた9つのダムを対象とした「治水・利水ダム等検討委員会条例」を議会に提案しました。

そして、その後、この検討委員会のもとに各流域部会が設置され、精力的な活動が行われました。

この検討委員会は、現地調査等を除き2年間で計32回、各部会は公聴会も含め各13回～16回行われ、答申後も、その後の対応を協議するための流域協議会が設置され、今日に至っています。

この取り組みを通じて出された方向は、計画中であった9つのダムの内、大仏ダム、清川ダム、下諏訪ダム、郷土沢ダム、蓼科ダムの5つのダムが中止、角間ダム、黒沢ダム、駒沢ダムの3つのダムが、ダムに代わる水道水源調査や治水の流量観測のため計画休止となり、浅川は「穴あきダム」に変更となりました。

ただ、浅川ダムについては、検討委員会は基本高水流量を下げることによって河川改修等で対応すれば良いとしましたが、地元の同意が得られず前田中知事はダム計画時の高水流量での「代替案」を検討しましたが、最終的にコンサルタントに委託し出された案の内、国の認可が得られ一番財政的にも現実性があった案が「河道内遊水池」（穴あきダム）であり、その後現村井知事となって河川整備計画の認可を得て今日に至っています。

つまり、この浅川のダム計画は、「脱ダム宣言」を受けて住民参加により、多大な時間と経費をついやし「出来るだけダムによらない治水・利水」を検討して来た結果の決着点であります。

新政権のもとで全国的な見直しを行うことは結構ですが、長野県のようにこれまで住民が互いに論議し合い多大な動力と苦労を積み重ね方向を出した事業まで、全国一律に判断されることだけは、あってはなりません。

本県が行って来た来た取り組みは、治水・利水への流域住民参加の取り組みであり、その結果から導き出された9つのダム計画に対する結論について、「地域主権」を掲げる新政権は尊重すべきです。

実は、私も一月末、国交省三日月大臣政務官や民主党の生方副幹事長、社民党の中島副幹事長と面会し、これらの本県の経過を説明した上で、こうした経過から我が県では浅川関係の議案に、民主党議員も社民党議員も賛成して来たこと。

これらの経過を理解頂き、浅川の河川整備計画の認可通り、適切な対応をされるよう要請を致しました。

この要請に対し、三日月政務官は「長野県の場合、これまでの経過があることは存じあげている。」、「県営事業であり、『地域主権』の観点から一方的に押しつけるものではない。」、民主党の生方副幹事長は「わかりました。国交省に伝えます。」、社民党の中島副幹事長は「ご迷惑をおかけした。それぞれの自治体や流域のことは尊重したい。」とし、前向きな対応を頂きました。

また、浅川ダムが県営事業として、これまで国の法律に基づいて認可を得ていることから、事業に対し国の補助金カットをすることは出来ない、私は確信致しました。

知事も、2月4日に上京し要請活動を行った折りに、浅川に関する国庫補助について「確信している」と述べたと報道されましたが、改めて伺います。

次に、今議会に浅川ダム建設工事請負契約の締結についての議案が提案されていますが、入札価格が予定価格の約82億円の約63・3%に当たる52億円で入札され、予定価格の85%を下回ったため、低入札価格調査の対象となり、安全性や下請け「いじめ」になるのではないか等々、県民の間で不安視する話題が持ち上がりました。

また、建設業者などからは入札制度改革で最低制限価格制度を確立して来たのに、今回の

JVの入札でルールが破られ昔に戻ってしまうのではないかと、不安視する声があがっています。

この入札結果が低入札価格調査の対象となったため、県は会計局が入札価格の積算根拠や資材調達先、技術者の配置方法などを調査し、入札価格で工事を実施した場合、県が求める品質が維持できるかどうかなど、JVの施工計画が妥当かを調査した結果、「履行可能」と判断し今議会への議案の提案となりました。

しかし、この低入札価格については、県民の間に様々な論議を巻き起こすとともに、これまで「浅川ダム問題」が政争の課題となって来たことから、県として、県民が納得出来る説明責任が求められています。

そこで、まず、浅川ダム建設工事に関する低入札価格調査の状況について、なぜ「履行可能」とされたのか、会計管理者に県民に納得出来る説明を求めます。

また、今議会で議案が可決された場合、施設の安全性など契約通りの建設工事が行われているかを確認する監理体制の強化を行う必要がありますが、先に議会に示された資料によれば、「現場における施工管理体制の強化」として「監督職員がダム現場に常駐して、監理を行う。」、「ダムおよび地質の専門家を含めた『施工監視委員会（仮称）』を設置する。」とされていますが、これらに要する費用の金額と、その費用は県負担か、それとも業者負担なのかを建設部長に伺います。

さらに、今議会に提案された工事請負契約締結議案の請負金額について、今後工事請負契約を変更する基準を明確に示して頂くとともに、今回の契約が下請け「いじめ」にならないための明確な県としての対応も併せて伺います。

【村井知事】

浅川ダムについてお尋ねを頂戴いたしました。

議員がこれまで関わってこられた経過、大変詳しい知識に基づきまして、様々なご指摘を頂戴いたしました。ご指摘のように浅川ダムは平成12年にダムを一旦中止し、6年間もの歳月をかけて、まさにダムに頼らない治水対策も含めて、様々な検討を行ってきた上で現在の結論に至ったものであります。

議員ご質問のとおり、去る2月4日に国土交通省へ出向きまして、三日月国土交通大臣政務官にお目にかかりました。私から政務官に浅川ダムについて、これまでの検討経緯、さらに本体工事の仮契約を締結し、本県議会におきまして議決を頂きますれば、年度内に本契約として進めていく所存であることを説明し、来年度の予算配分をお願いした次第であります。政務官には、県の考えを十分ご理解いただいたと考えております。

私としては、来年度の予算付けについて、間違いなくご支援をいただけるものと確信しているところであります。

【海野会計管理者】

浅川ダム建設工事にかかる低入札価格調査の状況について」のお尋ねでございます。

低入札価格調査は、落札候補者の見積価格が予定価格の85%を下回った場合、適正な履行が可能かを調査するもので、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」に基づきまして、「見積価格の妥当性」、「施工実績から見た施工能力」、「技術者の資格」及び「経営状況」について、落札候補者から提出された調査資料を基に分析、事情聴取などの調査を行うものであります。

調査結果につきまして順次ご説明いたします。

まず、見積価格の妥当性につきましては、県積算と落札候補者の見積りを工種毎に対比して調査分析した結果、設計図書に基づく必要な項目は漏れなく見積られており、見積価格も下請予定業者からの見積りに基づくなど根拠が明確でありました。

工事の施工に関わる直接工事費は、県積算と比較して73%で、仮設工を除くと78%で見積もられており、主要な工種であるダム堤体工につきましては88%と、著しく低価格な見積りとは言えず、材料費や労務単価も県積算と大きな差が見られないものとなっております。

落札候補者は、これまでの経験と実績により、施工の効率化が可能としており、手持ち資機材の活用や現在施工中の他の工事現場から設備や人員の転用を図るとともに、近隣下請業者の活用による輸送コストの削減や作業効率の向上を図り、さらには現場にかかる経費以外の会社運営に必要な経費につきましては最低限の額を計上するに止めるなど、コスト縮減の理由に合理性があり、見積価格に妥当性が認められました。

また、下請予定業者、資材調達予定業者とも実績のある者が選定されており、実効性のある施工体制となっているものと判断いたしました。

次に、施工実績から見た施工能力につきましては、過去に同種の施工実績があることを確認し、技術者の資格につきましては、入札公告で示された必要な資格及び施工経験を有する技術者が、本工事に専任で配置できることを確認しました。

また、経営状況につきましては契約保証の状況、信用状況などを調査した結果、問題の無いことを確認しております。

これらの調査結果から、「施工履行可能」と判断しまして、発注者である長野建設事務所長へ報告をしたところでございます。以上でございます。

【入江建設部長】

浅川ダム本体工事に際しての施工管理体制の強化に関するお尋ねでございます。

ダムは、土木構造物の中でも特に重要な構造物であり、また、県が実施する工事の中でも最も大規模なものとなります。従いまして、多岐にわたる監理監督業務や、掘削・コンクリート打設などの施工の各段階における、専門的な知識に基づく判断が必要となって参ります。

まず、監督職員の常駐管理につきましては、これまでもダム工事では、低入札に有るか無いかに関わらず、外部への現場管理業務委託を行い、監督職員を現場に常駐させることであります。従いまして、この点に関しましては、低入札となったことに起因する費用の増はありません。

また、専門知識に基づく判断といたしましては、今回、低入札となったことも踏まえ、施工段階で、必要に応じて、ダム技術、地質など、高度な知識を有する専門家の意見を聴くため、「施工監視委員会」を設置することといたしました。この委員会の費用につきましては、学識者の方々に支払う旅費や謝金等で、年間数十万円程度と見込んでおります。この費用は県負担とし、補助事業予算を充てることを想定しております。

浅川ダム本体工事請負契約の変更に関する基準と下請け体制に関するお尋ねでございます。

まず、請負契約金額の変更に対するお尋ねでございますが、一般的には、土木工事を進める間に、当初想定されない地質条件等が原因で工法や数量等に変更が生じる場合がございます。この場合は、契約約款のなかで、設計変更による請負金額の変更についての規定がございます。当然のことながら、この設計変更は安易に行われものではなく、内容を十分に吟味して厳格な運用をするべきものであります。さらに、今回の浅川ダム本体工事は、議会案件事項であるため、仮に想定外の要因により変更契約が生じる場合には、改めて議会にお諮りすることになります。ただし、今回の入札に際して作成した設計図書につきましては、これまでに実施された地質調査など十分な事前の調査に基づき作成されたもので、現時点において増額の契約変更を行うことは想定しておりません。

次に下請け業者へのしわ寄せ等への懸念に関するお尋ねでございます。

浅川ダム本体工事につきましては、既に実施された低入札価格調査において、落札者から

提出された見積書を調査しました。その結果、下請予定業者から提出された工事予定金額が減額されることなく、入札金額に計上されていることが確認できたことから、現段階では下請け業者へのしわ寄せがないものと判断しております。

また、契約後は、「建設業法」や「長野県建設工事元請・下請関係適正化指導要綱」に基づき、契約の適正な履行、適正な支払い状況の把握など、県内の下請け業者にしわ寄せがないように、随時、立ち入り調査や抜き打ち検査により、確認や指導を行うなど、監理体制の強化を図って参ります。

9、過疎地域自立促進特別措置法の改正延長について

今年3月末で失効する現行過疎法については、過疎地域の置かれた厳しい現状を踏まえ、全国各地から立法措置を求める要望があり、現行特別措置法の6年間延長と、過疎地域指定要件の追加やソフト事業に対する支援措置の拡充を図ること等を内容とする、現行特別措置法の一部を改正する法律案が与野党において合意され、議員立法で今国会に提出の見込みとなりました。

この特別措置法の一部改正案によると、過疎地域の要件追加により本県ではこれまでの32市町村から新たに5市町村が追加指定され37市町村となる見込みであり、また、過疎債発行対象事業の拡大など、新たな事業展開も期待出来ます。

そこで、知事は今回の改正延長をどの様に評価しておられるか伺います。

また、多くの過疎・中山間地域を抱える本県にとっては、これらの地域が持続可能で生き生きと暮らせる生活の場として、施策を行っていくことが大きなテーマですが、今回の特別措置法の一部改正と延長の方向を受けて、法の趣旨を生かすとともに、農業振興、林業振興、福祉サービスなど新たな雇用確保、都市との交流など様々な制度を組み合わせた積極的な施策を打ち出すことが問われていると思います。

そこで、過疎法の改正延長を本県として今後どの様に生かして行くお考えか知事に伺います。

【村井知事】

過疎地域自立促進特別措置法の改正延長されることになりましたことについての評価についてお尋ねを頂戴いたしました。

ご案内のとおり、今年度末に期限を迎える現行過疎法につきましては、平成22年度以降も切れ目なく過疎対策事業が実施できるよう内容を拡充したうえで期限を延長する改正が行われることと各党合意ができたところであります。

これまで議員各位に賜りましては、大変なご尽力をいただきまして、改めてこの機会にお礼を申し上げたいと存じます。

今回の改正では、現行の過疎地域に加えまして、新たな過疎地域が追加指定されるほか、地域医療やあるいは交通手段の確保など住民が将来にわたって安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るために必要なソフト事業が過疎債の対象となるなど、充実した内容となっております。

延長の年数については、当初3年程度という話もありましたが、最終的には6年という結果になりまして、事業の計画的な執行という観点からは、必要な年数が確保できたのではないかと考えております。

私自身は、全国過疎連盟の会長や、また全国知事会の担当委員長という立場もございまして、新たな過疎対策に向けて関係機関とともに努力してまいったところであります。

しかしながら、「現行過疎法が最後である。」と言われてきた経緯を考えますと、今回、国において過疎地域の厳しい現状を十分認識していただき、過疎地域の要望も大幅に取り入れた手厚い特別措置を講じることにしていただいたことは、高く評価するべきもと考えます。

過疎法の改正延長を本県としてどのように生かしていくかというご質問ですが、過疎対策は、法律が整備されただけで問題が解決するわけではもとよりありません。

長期的な視点に立ちまして、実効性のある対策を切れ目なく講じていくことが必要であります。

今回の改正におきましては、過疎対策の主体である市町村への支援が拡充され、従来のハードに加えまして、ソフト事業も含めて地域の実情に応じた多様な取り組みの展開が可能になるものと考えております。

県としましては、過疎地域が輝きを放ち続け、住民の安全・安心な生活を維持し、それぞれの市町村が特色を活かした活力ある地域づくりに取り組めるよう支援するために、法律に基づき過疎地域の声を踏まえた平成22年度を初年度とする県過疎計画を作成し、地域の振興を図ってまいりたい。このように考えるところであります。

10、消防の広域化計画について、板倉副知事に伺います。

国は2006年6月に、近年の地震や豪雨など大規模な災害の発生など多様化・大規模化する災害への対応や人口減少時代への対応など、自治消防を取り巻く環境を踏まえた消防体制を整えるとして、消防組織法を改正し市町村消防の広域化を位置付けました。

この方向を受け、本県では平成20年1月に「県消防広域化推進計画」を策定し、平成24年度までに現在の14消防本部から2本部体制に再編する目標を打ち出しました。

そして、同年内に2本部体制を目標とした中南信、東北信それぞれの協議会が設置され、現在、検討が行われて来ています。

しかし、これまでの2つの協議会の検討過程では、各自治体の意見が割れ難航しているとの報道がされています。

報道によれば、「現状の体制で問題点はなく、広域化のメリットがよく分からない」などの意見もあり、再編の枠組みの議論は進んでいない。東北信の協議会のある幹部は「今後は、7消防本部がそれぞれ広域化の協議を進めていくしかないのではないか」と話しているなどとされています。

そこで、まず、消防の広域化については現在どの様な協議の状況にあるのか。

消防の広域化については、平成20年2月定例県議会の所管の委員長報告で、「消防広域化については、法律で、市町村が自主的にその計画を策定することから、県の推進計画により強制することなく、市町村が見直し等を検討することがあった場合には、柔軟な対応をするよう求める」としていますが、今後の県の姿勢についても改めて伺います。

また、消防行政に求められるのは何よりも、いざという時に一秒でも早く現場に到着し速やかな対策が行われることではありますが、広域化の検討に当たっては、この点が何よりも重視されているのか伺います。

【板倉副知事】

県内の消防の広域化についてお尋ねがございました。

まず、県内の消防広域化の協議状況でございますが、平成20年1月に「長野県消防広域化推進計画」を策定以降、同年9月に中南信地域に、10月には東北信地域に協議会が設立をされまして、関係市町村による協議が行われてまいりました。

本年1月14日に開催されました東北信地域の協議会では「将来的には東北信地域を一本化し、消防広域化の実現を目指すものの、当面平成24年度末までは段階的な消防の広域化を推進するものとする。」と、「なお、当面の消防広域化の枠組みについて、平成22年10月を目途に一定の結論が得られるように進める。」と決定され、現在は、関係市町村による調整が行われているものと理解をしております。

また、2月8日に開催されました中南信の協議会では、「将来ビジョンを取りまとめ、そ

の上で関係市町村、議会、住民の判断を仰いでいきたい。」「将来ビジョン策定のための小委員会からの提案に基づく消防本部体制の方向性について、各団体ごとに検討し、次の協議会に持ち寄って議論することにより、協議会全体で確認をしながら段階を踏んで進めていくこととする。」と決定をされ、現在、検討が進められているというふうに聞いております。

次に、消防広域化に対する県の姿勢ということではありますが、消防組織法におきましても「自主的な市町村の消防広域化を推進する。」とされておりますので、今後とも関係市町村の協議による判断を尊重していく考えであります。

その考えの上に立ちつつ、県といたしましては、市町村消防の体制強化は非常に重要なことであると考えておきまして、現在、それぞれの協議会へ県職員を派遣をしております。今後も助言や情報提供など、必要な支援は積極的に行ってまいります。

3点目の御質問でございますが、現場到着等を早めることが、消防広域化の検討にあたって重視すべきことではないかとのことではあります。これは大変重要な視点であると考えております。

消防広域化により、複数の消防本部の部隊が同一本部の所属となりますので、効率的な初動体制や部隊運用が可能となり、現場到着時間の短縮が図られるなど、大きなメリットの一つであるというふうに考えております。

なお、今回の消防広域化の推進は、現行の消防署所や消防吏員の削減を目的としたものではなく、今ある人的・物的資源をより有効に活用し、市町村の消防防災体制の一層の強化を目指すものと考えております。

11、障がい者への支援策について知事に伺います。

今年度、私は決算特別委員を務めましたが、厳しい経済・雇用情勢の中で障がい者の雇用が苦戦を強いられているデータをまの当たりにしました。

こうした状況を受けて、県の新年度予算案には「障がい者職場実習促進事業費」や授産施設での工賃倍増計画の拡充など、部局や課をまたいで様々な施策が盛り込まれていますが、成果が問われます。

そこで、障がい者雇用や就労支援への決意を伺います。

次に、発達障がい者への支援策について伺います。

県教育委員会は、小中学校の学習障がい者、注意欠陥・多動性障害及び反抗挑戦性しょう害の児童生徒数調査を行っています。

その平成21年度の調査結果を見ますと、各障がいの総合計の推移で平成15年度836人から平成21年度は3,320人と約4倍に大幅に増加しています。

また、高等学校での調査結果も増加傾向にあります。

県では、こうした状況に平成19年に「発達障がい者支援体制整備検討委員会」を設置し、主に市町村での取り組みを支援強化するための検討や「自閉症・発達障害者支援センター」での療育相談支援等を行って来ました。

また、今新年度予算案には、新たに「市町村支援体制強化事業の実施」や県教委による「発達障がい児総合支援事業費」が計上されています。

ただ、これらの事業はステップアップしたとは言え、緊急経済対策の雇用基金を使った支援専門員の配置であったりして、発達障がいのお子さんを持つ親にとっては満足のいく内容ではありません。

私は、昨年12月、長野市内の発達障がい児の保護者の皆さんとともに、県の教育長、社会部長、衛生部等に1時間以上、発達障がい児を持つ保護者の皆さんの悩みや気持ち、行政

への要望を聞いて頂く機会を設けました。

この懇談では、参加されたお母さん全員が発言されましたが、これまでの、どこに相談して良いか分からなかったこと。看護師さんが居ないと現在の施設へもお子さんを預けられないこと。、発達障がい理解されずおしゅうとんに育て方が悪いと叱られたこと。孤独で近くの公園にも出る気にならなかったこと。保育園に預けたくとも保母さんの加配がないと断られたこと。この子の将来を考え出すと眠れないなど、自らの経験を思い起こし、全員の方が泣きながら言葉に詰まったの要望となりました。

そして、自らの経験から、親にとっては、戸惑いや子どもの成長、将来への不安など、誰に相談して良いかもわからずに悩みを背負って苦しんでいる方々が少なくないことを実感しました。

こうした経験から保護者の皆さんが行政に対し望むことは、相談窓口がわからない、専門の療育支援施設等につながらない、身近に療育を受ける場がない等、不安を抱える家族に対し、ワンストップで対応してくれる総合相談と療育が一体的に受けられるとともに、医療、保育、保健、学校、行政等の支援を結び付ける役割や、そのために、看護師、及び言語療法士、作業療法士、理学療法士、臨床心理士等の専門スタッフを配置する「発達総合支援センター」の機能でした。

全国的には先進県では県自らがこうした機能を備えた施設を整備し、この施設を拠点に市町村と連携して発達障がい児や保護者を支援しており、我が県の対応は遅れていると言わざるを得ません。

こうした本県の姿勢に、本県では飯田市に続き、松本市、長野市、佐久市などが、こうしたセンターを自ら設置する動きが高まり、県への支援策を求める動きが強まっています。

そこで、こうした保護者の願いや市町村の動きを受けて、今後、市町村が整備する「発達総合支援センター」への新たな県の支援策について、新年度において、真剣に検討して頂きたいと思っておりますが知事に伺います。

次に、若年の脳損傷者の方への支援について伺います。

若年の脳損傷者の方への支援については、救済措置がなく理解も広がっていないことから、当事者を抱えるご家族からは、宿泊を伴うサービスや短期入所利用が断られたり、病院での退院を迫られたりするケースがあるなど、支援策が求められています。

この課題については、これまで私達会派では下沢議員、小島議員が質して来ましたが、昨年の12月議会での小島議員の質問に対し、県は「関係の皆様のお話も伺い、必要に応じさらなる対応を検討したい」と答弁しております。

そこで、今後の取り組みを改めて確認するとともに、4月から健康福祉部に統合されますが、どの部署がこの支援策を担当されるのか伺います。

【村井知事】

障害者雇用や就労支援への決意についてお尋ねを頂戴いたしました。

障害者雇用につきましては、求職者は大きく増加していますものの、昨今の経済情勢の影響を受けまして就業者数は伸び悩むなど、今なお、厳しい状況にある、このように認識しております。

県としましては、新年度、求人開拓員によるマッチングや障害者の技能訓練、一般事業所における職場体験実習の支援など、相談・紹介から訓練・実習に至るまで幅広く支援を行ってまいりたいと存じます。

県の関係部局やハローワーク、障害者総合支援センターなど関係する機関が多いので、それぞれの連携・調整をはかり、各方面へのサポートをきめ細かく、かつ効果的に実施してまいりたいと考えております。

障害者が住み慣れた地域で自分らしく生活していくうえで、自らの能力を最大限に発揮できる雇用や就労の場の確保は大変重要なことでありますので、一層の施策推進に努めてまいりたいと存じます。

市町村が整備する発達総合支援センターの県による支援策についてお尋ねをいただきました。

発達障害者の支援につきましては、地域における療育施設や人材など、それぞれの社会資源を有効に活用し、地域に即した療育体制を構築することが大切であると考えております。

県内におきましても、医療・保育・教育の専門家がチームをつくり、保育園や小中学校等を訪問し、発達障害児の支援にあたるなどの取組みが一部の市で具体化されつつございます。

こうした動向も踏まえ、県としましては、外部有識者を交え今年度設置しました「発達障害者支援対策協議会」におきまして、各ライフステージに対応する一貫した支援体制などについて幅広く検討してまいりたいと存じます。

さらに若年の脳損傷者の方への支援についてお尋ねをいただきました。

昨年12月、若年脳損傷者に関するセミナーにおきまして、関係者の方々と県の担当課職員が懇談する機会があり、その際、県が以前実施した実態調査結果の有効活用や、国として施策に取り組むべき課題など、多くの御意見をちょうだいしたことは承知しております。

県としましては、今回お聞きした御意見も参考に、必要な方に必要な支援が提供されるように、障害者自立支援法による福祉サービスの提供や各種相談支援など、主管部署となりまます障害者支援課を中心に取り組んでまいりたいと存じます。

12、知事の政治姿勢について

年が明け、8月31日の村井知事の任期満了が近づくにつれ、感心が高まり村井知事「ダムマリ戦術」かとか、「知事、県会提案説明で実績列挙『続投意欲』見方広がる」などの見出しで、新聞報道されるようになって来ました。

確かに、先日の「知事議案説明」をお聞きしていると、次期知事選に向けて「意欲的」に感じられます。

しかし、本会議後の会見や午前中の答弁でも、村井知事は、「8月31日までが私の任期中で、それを全うするのが務め」としています。

そこで、知事の今期での取り組みと、今後について何点か伺います。

まず、知事は、今期について「がれきの山を片付け、種をまき、芽を育てる」と表現してこられました。どの程度、「がれき」が片づき、どの程度「芽」が育ったと考えておられるか。

次に、知事は議案説明で「中期総合計画も新年度は折り返しの時を迎えます。世界経済悪化の荒波をかぶって、長野県経済はいまだ混沌(こんとん)とした状況の中にあり、計画の目標達成には、容易ならざる面もありますが、この難局を乗り越え、残る期間、計画に掲げた施策の推進に力を尽くしてまいる所存であります。」としていますが、ここで言われている「残る期間」とは、計画の期間ととらえて良いか。

また、今後、知事選に向けた姿勢を明らかにされる時期は、いつ頃と考えておられるか伺います。

【村井知事】

これまでの県政の取組、今後の県政や知事選に向けた私の政治姿勢につきましてお尋ねを

頂戴いたしました。

まず第1点目、これまでの取組につきましては、先程、風間議員の質問にもお答えしたところでありますが、組織や信頼関係の再構築によりまして、「がれき」はほとんど片付いた、中期総合計画で蒔いた種の「芽」は、経済不況という「雨風（あめかぜ）」に晒（さら）されましたものの、計画の進捗状況を見ても、「実り」に向けて概ね順調に育っている、このように見てよろしいのではないかと考えております。

続いて、私の議案説明の中で、中期総合計画の目標達成について、「残る期間」という言葉を用いましたことに関連して、お尋ねを頂戴いたしました。中期総合計画というのは、県庁のみならず、議会、県民が一緒になって策定したものでございます。その意味で、誰が知事の任にあらうとも目標達成に向けて努力するべきものでありまして、ご質問の提案説明の中で「残る期間」と私が使いましたのは、私が知事として負託された今年8月末までの残りの期間を全力で取り組む、そういう姿勢を申し上げたに過ぎません。

3番目でございますが、知事選に向けた姿勢を明らかにする時期はいつかのお尋ねであります。こういうことはまあ、色々な状況を見ながら判断するものでありまして、今の段階で何もお話す状況にはございませんので、ご理解を賜ればありがたいと存じます。

【竹内要望】

それぞれ答弁を頂きました。

最後に要望を致しまして質問を終わりたいと存じます。

今、当初予算では臨時財政対策債の増額発行を余儀なくされたことは、厳しい経済環境のもとで、しかたのないことだと思えます。

これだけ、景気・雇用情勢が厳しい現状のなかで、厳しい県財政のもとでも、経済対策のための財政出動を行っゆくことは、県民生活を少しでも良くして行くために欠かせないことです。

先の臨時県議会で可決された緊急経済対策と当初予算に盛り込まれた対策の早期実施と、今後も景気・雇用情勢を見極めながら、その必要性によって6月議会への対応も十分検討して頂くことを要請しておきたいと思えます。

中期総合計画の進捗状況につきましては、掲げた達成目標の心配される課題を中心に質問し答弁を頂きましたが、達成目標が危ぶまれる原因や対策を絶えず検証され、邁進頂くことを要請しておきます。

「交通基本法」への対応については、本県が抱えるバスや電車の生活路線維持・確保や生活交通確立への根幹に係わる課題の今後を左右することが予想されることから、私達も頑張りますが、県におかれても、課題を整理し法律への位置付けを政府に働きかけて頂くよう要請しておきます。

浅川ダムについては、今議会に提案された関係議案が可決されるかどうか、政府の判断基準になると思われます。

その意味で、今議会に議案等について「しっかり」と説明責任を果たされるよう要請しておきます。

障がい者支援策については、厳しい経済情勢のもとでしわ寄せしてはならず、守らなければならない課題として受け止め、全力を尽くして頂くとともに、発達障がい者の支援策については、積極的な取り組みを行って頂くことを要請します。

知事の政治姿勢については、今のところ何も言うことはありません。

以上で、質問を終わります。